

○瀬戸内海区水産研究所開放型研究施設利用要領

平成18年 4月 1日付け18水研瀬第 168号
改正 平成24年 6月 1日付け24水研瀬第060103号
改正 平成28年 4月 1日付け27水研瀬第032502号

(趣旨)

第1条 瀬戸内海区水産研究所（以下「研究所」という。）の職員以外の者が研究所の開放型研究施設を利用する際の手続き、義務等については、共同研究契約書その他により定めのあるものを除き、この要領による。

(定義)

第2条 開放型研究施設とは次の施設をいう。

- (1) 環境保全棟電子顕微鏡室
- (2) 海水環境実験水槽
- (3) 百島庁舎実験池

(管理責任者)

第3条 開放型研究施設の管理責任者は、前条第1号の施設については、環境保全研究センター長とする。また、前条第2号の施設については、廿日市庁舎は瀬戸内海区水産研究所廿日市庁舎ポンプ及び研究池委員会委員長、伯方島庁舎、屋島庁舎、百島庁舎はそれぞれの施設等管理責任者とする。

2 管理責任者は、開放型研究施設の利用状況及び利用申請状況を把握して、効率的に利用の調整を図るものとする。

(利用者の範囲)

第4条 開放型研究施設を利用できる者は次の各号に該当する者とする。

- (1) 研究所との研究交流を行おうとする民間、都道府県、独立行政法人、大学及び国の試験研究機関の職員
- (2) 研究所において、講習、研修を受講する者
- (3) 前号に掲げるもののほか、所長が適当と認めた者

(利用者の申請等)

第5条 開放型研究施設を利用しようとする者は、共同研究契約書その他により別途開放型研究施設の利用に関する承認を得ている者を除き、様式1による利用申請書を所長に提出し、その承認を得なければならない。

2 所長は、前項の承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反した場合、その他開放型研究施設の運営に重大な支障を与えた場合

(2) やむを得ない理由により、開放型研究施設における研究等の継続が困難になった場合

(利用者の義務)

第6条 開放型研究施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、善良なる管理をもとに利用するものとする。

2 利用者は、故意又は重大な過失により開放型研究施設の施設、設備、機械等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(費用の負担)

第7条 利用者は、利用に要する直接的な消耗品類の実費を負担するものとする。

(成果等の公表)

第8条 利用者は、開放型研究施設利用期間中に当所において得た情報、研究成果を公表しようとするときは、予め所長の承認を得なければならない。

(終了時の報告)

第9条 利用者は、開放型研究施設の利用を終了したときは、共同研究契約書その他により別途、開放型研究施設の利用に関する承認を得ている者を除き、様式2により利用終了報告書を所長に提出するものとする。

(利用に関する事務)

第10条 開放型研究施設の利用に関する事務は、業務推進課が行う。

(その他)

第11条 利用者は、研究所の職員に準じ服務規律を遵守し、所長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 [平成24年6月1日付け24水研瀬第060103号]

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 [平成28年4月1日付け27水研瀬第032502号]

この要領は、平成28年4月1日から施行する。